

あけましておめでとうございます



由布岳（大分県由布市）撮影者 弁護士 丸山紀人



新年あけましておめでとうございます。

昨年度前半期の朝の連続テレビ小説「虎に翼」は、日本初の女性弁護士となり、戦後は裁判官となった人物をモデルにしたドラマで、原爆訴訟や尊属殺違憲判決といった実在の事件や、青法協パージや夫婦別姓問題、在日コリアン差別、LGBTI差別まで描かれた野心的な作品でした。

最終回で、主人公は、「法とは何か」という問いに対して、「人が人らしくあるために尊厳や権利を運ぶ船。社会という激流に飲み込まれないための船。船の使い方は乗り手次第、人らしさを失い沈むことも、誰かを沈めることも、間違ふこともある。人生という船旅を快適に幸せに終えるために、乗り手の私たちは、船を改造したり、修繕したりしながら進む。」と例え、「生い立ちや信念や格好、男か女かそれ以外か、すべての人が快適でいられる船にするよう法を司る者

弁護士 富澤 伸江	弁護士 鳥海 準	弁護士 田島 浩	弁護士 千葉 恒久	弁護士 佃 俊彦	弁護士 千葉 一美	弁護士 亀井 時子
						弁護士 民部田正史
						弁護士 甲斐 朝美
						弁護士 真野 亮太
						弁護士 串山 泰生
						弁護士 丸山 紀人
						弁護士 石井修太郎

事務局一同

として不断の努力を続けます。」と決意を語ります。

本来、法は「人が人らしくあるために尊厳や権利を運ぶ船」であるべきものです。法にはいく通りもの解釈が可能ですが、あらゆる法はすべての人が人らしくあるために尊厳を保ち、権利を擁護するように解釈されるべきものです。もしそうならないければ、解釈が誤っているか、解釈でどうにもならなければ改正すべきものです。さらに、憲法に違反しているものとして適用が排除されるべきものです。

ただし、そのような正しい法の在り方を実現するためには、法律家の不断の努力が求められます。

「虎に翼」は、朝の連続テレビ小説の王道に則り、困難を乗り越えて生きる女性の一代記という形を取りつつ、法律家のあるべき姿を私たちに教えてくれる良作であったと思います。

共同親権とは？離婚後の親権が変わる！

弁護士 富澤伸江

離婚後の共同親権を定めた「民法等の一部を改正する法律」（以下「改正民法」といいます。）が2024年5月に国会で成立しました。改正民法は2026年5月までに施行されます。

親権とは、子どもの財産を管理する「財産管理権」と、子のそばにいて世話をしたり教育をする「監護権」で構成される親の権利（義務）のことで、婚姻関係にある夫婦であれば父母共に親権があります（共同親権）。離婚後は、改正前の民法では、父か母のいずれかを親権者と定める（単独親権）とされていきました（民法819条1項）。

しかし、改正民法では以下の点が変わります。

(1) 離婚後も父母が共同で親権を行うか、父か母が単独で親権を行うかを、離婚する夫婦が選択できるようになります。夫婦で協議がまとまらない時は、裁判所が①共同親権か単独親権か②単独親権の場合、父母どちらを親権者とするかを決めます（改正民法819条1項2項）。

(2) 裁判所が単独親権とするか、共同親権とするかを判断するにあたっては、父母と子の関係、父と母との関係、その他一切の事情を考慮しなければならず、①父または母から子どもへの虐待があった場合、②夫婦間DV等父母が共同して親権を行使することが難しい事情がある場合等、共同親権とすることで子どもの利益を害する場合は、裁判所は必ず単独親権にしなければなりません（改正民法819条7項）。

(3) 離婚後共同親権を選択した場合、親権に関する事柄については、基本的には父母が話し

合い同意の上で進めていくこととなります

が、「子の利益のため急迫の事情があるとき」と「監護及び教育に関する日常の行為」については、各親権者が単独で親権行使ができることされました（改正民法824条の2第1項3号、第2項）。この点、法務省は、例として、習い事、通常のワクチン接種は「日常の行為」にあたり父母の同意は不要、私立小学校・私立中学校への入学、高校入学、高校中退、転居先の決定、重大な医療行為は、「日常の行為」にはあたらず父母の同意が必要等と説明していますが、未だ「急迫の事情」や「日常の行為」の内容がわかりにくいいため、政府は改正民法施行までにガイドラインを示すことにしています。

(4) 改正民法施行前に離婚し単独親権となっている家庭でも、改正民法施行後は、子の利益のため必要であるときは親権者変更という家裁の手続により、共同親権へと変更可能となります。

(5) その他大きな改正点としては、改正民法では事実婚であっても、一定の要件の下、共同親権が可能となります（改正民法819条4項ただし書）。

最後に。離婚後の共同親権は、未だ不透明な点が多い制度ですが、真に「子どものため」に制度が運用されるよう、弁護士として対応していきたいと思えます。



「虎に翼」を見て思うこと 弁護士 千葉一美

まずは、母の時代は、本当にこんな風だったのだろうかという思いでした。母は、勉強が好きで、進学して看護婦になりました。かたがたけれど、女に学問は必要ないの一言で働きの出され、その給料はほとんど親に送りし、親の決めた相手と結婚をしました。いろいろあって、離婚したいと親に泣きついたら、「出戻りは恥だ」との一言で一生我慢することになりました。

なので、母は、娘二人にいつも「離婚したいときに離婚できるように手に職をつけなさい」と言い聞かせて育ててくれました。小さい頃は、内容を理解している訳ではありませんでしたが、要するに経済的に独立していれば、自分の思う方向へ進むことが出来るよと示唆してくれていたのだと思います。

寅子のお母さんは夫から愛され幸せに家庭を切り回していましたが、それでも、娘の意思を尊重してあげたいという確固とした考えがありました。私たちの今は、多くの女性たちの想いの上にあるのだと感じることが出来たドラマでした。

また、家庭裁判所創設の過程が描かれ、「愛の家庭裁判所」の理念と、少年事件が家庭裁判所で取り扱われる必要性についても、改めて納得した次第です。私は、はじめは大人の刑事事件も扱っ

ていたのですが、後半はほとんど少年事件を専門にしていました。それは、何と言っても少年の「可塑性」を感じるものが出来てやりがいがあったからです。

少年の場合、事件に関与するに關しては様々な要因があるのですが、些細なきっかけであることも多く、また、非行が進んでいるとみられる少年でも、心のどこかでは今の状況を変えたいという気持ちで隠れているように思います。

逮捕された後、面会し、いろいろな話をしていくと、問題行動はあるものの、良いところもたくさん見えてきて、何とか少年にとって良い方向を見つけてあげたいという気持ちになることが多いです。少年自身も、逮捕後は逆に規則正しい毎日を送ることになるので、面会に行くたびに「清々しい」（あるコメントーターがこれを「きよきよしい」と呼んでバカにされていましたが）、本当に、「きよきよしく」変わっていく様子が見取れるのです。従って、何回も面会に行くことも、家族と連絡を取り、引受人を探し、調査官と面会し、鑑別所の技官と話し合うことも苦になりません。

少年事件の凶悪化、厳罰化が言われて久しいですが、根本には現行の「愛の裁判所」があつてこそ少年の更生があるのだと思います。

建設アスベスト給付金について

弁護士 甲斐朝美

大工など建設作業に従事し、石綿（アスベスト）が入った建材を切断加工することで石綿粉じんに曝露し、肺がんなどの重篤な病気（石綿関連疾患）に罹患した人が大勢います。

2008年5月、東京地方裁判所に建設作業従事者や遺族ら約300名が国と石綿含有建材を製造販売した建材メーカーに損害賠償を求めて提訴し、その後、全国各地でも、国と建材メーカーに対する提訴が続きました。その後、13年の裁判での闘いを経て、2021年5月17日、最高裁判所は、国や一部メーカーの責任を認めて、損害賠償の支払いを命じました。

この最高裁判決をうけて、2021年6月9日、建設アスベスト給付金法（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給に関する法律）が成立し、石綿関連疾患に罹患した建設作業従事者に給付金が支給されることになりました。

給付金を支給される対象者は、以下の1〜3の要件を満たす方が対象となります。

① 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより

期間	業務
昭和47年10月1日〜昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日〜平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

② 石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、石綿肺など）に罹患
 ③ 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

支給される給付金の額は、罹患した石綿関連疾患の病態に応じて、550万円〜1300万円となります。

この給付金を受け取るためには申請が必要です。給付金の受給資格がある方の中には、この制度を知らず、申請をされていない方も多くいらっしゃるようです。建設作業に従事された経験があり、石綿関連疾患に罹患された方は、給付金の受給について一度ご確認、ご相談下さい。

新人弁護士奮闘記

弁護士 石井修太郎

私が入所した時期はコートが手放せない真冬。それから桜が咲いて散り、汗だくで猛暑を乗り切り、再びYシャツの上にジャケットを着る季節を迎えました。

弁護士の業務にもようやく慣れてきたところです。

やや季節外れで恐縮ですが、今年買って良かったアイテムの圧倒的1位は「日傘」です。当初抱いていたイメージよりも弁護士業務は外を歩く機会が多く、特に刑事事件では駅から遠い警察署に足を運ぶことがたびたびありました。そんな中、日差しから身を守ってくれる日傘は暑い夏場に重宝しました。今では日傘を持たずに夏を越すことは考えられません。コスパ最高の買い物です。

五反田駅の近くはランチのお店が豊富で、隙を見ては新しいお店を開拓し、インスタグラムを更新し、友人から暇なのかと疑われています。最近ハマっているのは「なぜ蕎麦にラー油を入れるのか。」という蕎麦屋さん。名前の通りラー油の利いたつけ汁に生卵を投入し、蕎麦と肉を豪快につけて食べる美味しさは他では味わえません。都内を中心に展開する人気店ですので、機会があればぜひご賞味ください。

少し真面目な話を。私は日々の仕事をする中で、「想像はしても決めつけはしない」ということを心がけています。これまでの業務でも、過去に経験した事件と似た種類の事件に出会うことは何度かありました。しかし、似た事件はあっても同じ事件はなく、個々の依頼者によって求めるものは違うのだと感じます。「こういう種類の事件だからこうすれば良いだろう」と決めつけてしまっただけは納得のいく解決は得られません。そのことを肝に銘じて、依頼者の声に真摯に耳を傾けていきたいと思っています。

「弁護士として大成できるかどうかは最初の5年で決まる。最初の5年で努力し、成長できた人間は、必ず立派な弁護士になれる。」これは、司法研修所の最後の講義で教官に言われた言葉です。未熟ながら弁護士として成長するべく、努力していく所存ですので、今後とも引き続きよろしくお願いたします。



弁護士のつぶやき

弁護士 丸山紀人



映画鑑賞が趣味…といいつつ、最近は映画館に足を運ぶことも少なくなりました。昨年鑑賞した映画では、オッペンハイマーが強く印象に残っています。「面白い」という表現が適切か悩みますが、「凄い映画を観た」と感じました。

本作品は、原爆の父オッペンハイマーの自伝をベースにした作品で、オッペンハイマー視点（カラー）と他者の視点（モノクロ）の2つの視点が分けて描かれています。あくまで、自伝に基づいた作品ですので、戦時中の物語ですが、戦場のシーンはありません。戦時中かつ複雑な政治情勢といった時代背景の中で、オッペンハイマーが、科学者としての探究と成果・結果に対する恐怖の間で苦しみながら、どのように生きたかが描かれており、良くも悪くも、オッペンハイマーが非常に素直な科学者として描かれています。

本作品は、最終的に2つの視点を関連させた上で、ラストシーンで現在の世界情勢や世界に迫っている危機を描写します。その瞬間、観客が報道で見るような世界情勢とオッペンハイマーの視点が合致するような体験をすることができます。同時に、現在世界で起こっていることがいかに危険なことを再認識することができます（※あくまで個人の感想・解釈です。）。

とても見応えのある作品だと思いますので、皆様も是非ご覧になってはいかがでしょうか。ただし、長時間・テーマが重い・登場人物が多いなどの理由から、かなり疲れます。お気をつけください。

自筆証書遺言書保管制度について 弁護士 串山 泰生

令和2年7月に「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が施行され、自筆証書遺言書（以下、「遺言書」といいます）の原本を、一部の法務局に設置された遺言書保管所（以下「保管所」といいます。）で保管できるようになりました（以下、「保管制度」といいます）。

令和5年に全国の保管所で保管された遺言書は19,303件（法務省民事局統計より）とのこと。同時期に作成・保管された遺言公正証書（公証役場で作成し保管されます）は118,981件（日本公証人連合会HPより）ですので比較すると約16%程度の利用数にとどまっています。もっとも保管制度には次のメリットがありますので、これから遺言書を準備する方は、以下をご参考に利用を検討してみてください。



1. 遺言書の紛失、亡失、破棄、隠蔽、改ざんを防げる
2. 遺言公正証書を作成・保管するのに比べて費用が安い
3. 検認手続の必要がなく相続人の手間が省ける
4. 民法所定の方式に適合しているか形式面を審査してもらえる
5. 指定者通知制度が利用できる

一方で以下の点に注意が必要です。

注意点1 保管所は一部の法務局（本局、支局、出張所）にしかありません

遺言書はどこの保管所でも保管できる訳ではなく、①遺言者の住所地、②遺言者の本籍地、③遺言者の所有する不動産の所在地、いずれかを管轄する保管所に申請し保管することになります。保管所は、法務局の本局と一部の支局、出張所に置かれていますが、東京都内には現在5か所のみ（本局（千代田区）、板橋出張所、府中支局、八王子支局、西多摩支局）で、すべての支局や出張所で扱える訳ではありません。ご自分の遺言書はどこで保管できるのか、法務局のHPなどで事前に調べておく必要があります。ちなみに公証役場は東京都内に45か所（令和6年10月時点）あり、どこでも遺言公正証書を作成し保管することができます。

注意点2 予約して遺言者本人が保管所に向く必要があります

予約が必要な点は保管所も公証役場も同じですが、公証役場の場合、遺言者本人が病気で外出できないときは公証人が病院等に出張してくれます。保管所は出張対応しないので、外出できる程度に元気なときでないと利用するのは難しいようです。

注意点3 内容は審査しないので遺言が執行できない場合や無効になる場合があります

保管所では遺言書の形式面のみ審査します。形式面を満たさない遺言書は保管できません。A4サイズ用紙で所定の余白を設ける必要

があります（余白部分の記載は電子データに読み込まれません）。また、内容は審査せず、助言も受けられません。遺言書の内容が曖昧不明確なため執行できない場合や、無効となる場合も想定されます。遺言書の内容そのものについて相談したいときは、弁護士等の専門職に尋ねることになります。

注意点4 受遺者等の住所や氏名が変更となった場合は届出が必要になります

指定者通知制度（保管所が相続開始を把握した場合に遺言者が指定した人（最大3名迄）に対し遺言書を保管している旨を通知する制度）が利用できますが、受遺者や遺言執行者（以下「受遺者等」といいます）の住所・氏名が変更された場合には、遺言者本人がその都度届け出ないと、保管所が受遺者等の住所や氏名を把握できないため、指定者通知が届きません。このため、遺言書を保管した後も、受遺者等の住所や氏名が変更となったときは、その都度変更事項を届け出しておく必要があります。

注意点5 遺言者が生前に遺言書の保管を撤回する以外、遺言書の原本は戻って来ません

相続開始後、遺言書の原本は相続人の手元に戻りません。相続人は、①遺言書保管事実証明書（1通につき800円）、②遺言書情報証明書（1通につき1,400円）、③遺言書を閲覧する（電子データは1回につき1,400円、原本は1回につき1,700円で要予約）、で遺言書の存在と内容を知ることができます（費用は令和6年10月時点の金額）。

いずれの場合も遺言書原本は持ち出せません。そのため、遺言書の紛失・亡失や、破棄・隠蔽・改ざんを防げますし、検認は出来ないので不要です。原本はなくても相続手続きは行えますが、証明書の交付や閲覧を請求する都度、費用が発生しますし予約が必要で手元に届かない場合も想定されます。

これから遺言書の準備をお考えの場合は、以上の点を比較検討して、ご自分に適した制度を選ぶことをお勧めします。



書籍紹介

弁護士 千葉恒久 著

『ドイツ電力事業史～大規模集中か地域分散か』（2024年現代人文社）

電気を庶民が使うようになってから100年あまり。この目に見えないエネルギーは社会を大きく変えました。原発事故を経験したのに何も変えられない日本を横目に、ドイツでは再生可能エネルギーへの転換が急速に進んでいます。この本では、ドイツではなぜ転換が進むのか、という問いに答えるべく、電力事業の歴史をたどりました。それは市民による草の根の運動の歴史でもあることを知っていただけるはずです。

（著者割引5,200円（送料込）は五反田法律事務所まで）



法律相談のお知らせ

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所ください。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

まずはお気軽にお電話ください。

☎ 03-3447-1361 受付時間は平日9時～18時です。

相談料
30分
¥5,500-

五反田駅
東口徒歩
1分

五反田法律事務所 検索

<https://gotandalaw.com/>

